令第百二十六条の二第二項の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十三万円
令第百二十九条第一項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十三万円
令第百二十九条の二第一項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十三万円
令第百二十九条の二の四第一項第三号ただし書の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの認定に係る評価	
加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百十七万円
加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百十九万円
加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百二十一万円

令第百二十六条の二第二項の認定に係る評価	四十万円
令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	四十万円
令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十一万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十一万円
令第百二十九条第一項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十一万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十一万円
令第百二十九条の二第一項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十五万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十一万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十一万円
令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の認定に係る評価	四十万円
令第百二十九条の二の五第一項第七号ハの認定に係る評価	
加熱開始後二十分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百十六万円
加熱開始後四十五分間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百十八万円
加熱開始後一時間、き裂その他の損傷を生じないものであることを確かめる場合	百二十万円